

## B型肝炎・C型肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国にはB型肝炎、C型肝炎の感染者及び患者が約350万人いると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針、注射筒の使い回しや輸血、血液製剤の投与等の医療行為による感染が原因とされる。こうしたことを踏まえ、平成22年1月、感染被害の拡大を招いた国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が施行され、肝炎対策の推進に関する基本的な指針に基づき種々の肝炎対策が実施されている。

B型肝炎、C型肝炎の患者に対する医療費助成は現在肝炎治療特別促進事業により行われているが、対象となる医療がB型肝炎、C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、肝硬変、肝がん患者を初めとして医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上り、高額な医療費を負担せざるを得ない状況である。

また、国は特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法によって裁判を通じて補償、救済する仕組みを創設したが、カルテや明確な証明が必要なことなどから、現行法により救済される肝炎患者はごく一部にすぎない。

よって、国におかれては、肝炎対策基本法に基づいて、医療行為に起因するB型肝炎・C型肝炎患者及び肝硬変・肝がん患者について、医療費助成の拡充を含む公的支援策を講ずるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長

佐藤 祐 文